

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道勇払郡安平町

2 構造改革特別区域の名称

安平町臨時職員の任用期間延長による子育て環境の充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道勇払郡安平町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、社会的特性

安平町は北海道南西部に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接した人口9,059人（平成22年3月末現在）、面積237.13km²で平成18年3月に旧早来町と旧追分町の合併により誕生した農業を基幹産業とする小規模な町である。

また、札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約20kmに位置し、東西にJR石勝線、南北にJR室蘭本線が交差する鉄道の拠点でもある。さらに、国道234号と北海道横断自動車道の交点には追分町インターチェンジがあり、道内では比較的恵まれた立地条件にある。

一方で、高齢化率は29.5%（平成22年3月末現在）であり、近年は人口減少のみならず少子化の進行や若年労働力の町外への流出が著しく、地域の衰退が危惧されている。

(2) 経済的特性

本町は、良好な交通網が整備されるなど、比較的恵まれた立地条件にあることから、安平工業団地、臨空工業団地において幅広い業種の企業が操業する反面、労働力が周辺都市に流出する傾向にある。このため、空き店舗の増加など商店街の活力低下もみられ、現在は企業誘致と併せて、道内外において町有宅地の分譲PRを行うことで、企業誘致や従業員の移住等を期待している。また、合計特殊出生率の低下が著しい現状も踏まえ、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実や、若年世代の定住に向けた対策が喫緊の課題である。

(3) 幼児教育・保育及び子育て支援行政の状況

合併時に、類似施設や行政サービス等の均衡化を図ることとされ、合併後、早来地区の子育て支援事業の拠点として、点在するへき地保育所を統合するとともに、多様化する子育て支援ニーズに対応するため、幼保連携型認定こども園や児童センターを併設した複合施設を平成22年4月より開設した。

新しい施設や制度による乳幼児受入施設の充実により、就業や資格取得等をはじめ社会進出や復帰を望む母親が増加傾向にあり、入園希望者数は定員を上回っている。このように認定こども園等に対する町民の期待が日に日に高まるなか、安定した一時預り保育や休日保育等、保育サービスの一層の拡充が求められている。

また、従来から実施している子育て支援センターは、近年の核家族化により子育て不安を抱える母親や情報交換ができる仲間づくりを望む母親が増加していることから利用が伸びており、様々な情報交換の場、子育て世代の居場所として更なる充実が求められている。児童館や放課後児童クラブは、児童数の減少が著しい中にあっても横ばい傾向にあり、共働きによる留守家庭の増加を伺わせる。

さらに、近年は生活年齢に比べて発達年齢が低い、集団生活において気になる、落ち着きがない等のいわゆる「発達障がいグレーゾーンの子」や、自閉症等の発達障がいの子に早期療育を行う発達支援センターに通所する子ども増加傾向にあり、専門的な指導や助言、適切な家族支援、療育事業から就学に向けての綿密な引継ぎなど、臨床心理士等有資格者による地域に根ざした療育事業が期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、核家族化の進展や、近年の低迷する経済情勢等を背景に、祖父母、両親共に就業する家庭が増えており、保育に欠ける児童が増加傾向にある。また、子育て不安、発達支援等を必要とする家庭も増えるなど、多様化する子育て支援ニーズに対応するための職員の需要は増加している。一方で、行財政改革に資するよう、公立のへき地保育所や幼稚園の統廃合、既存認定こども園への指定管理者制度の導入等を推進することが示されるなど、子育て支援事業に携わる施設の保育士、幼稚園教諭等有資格者については、多くの臨時的任用職員を活用しなければならない状況にある。

しかし、若年層や若年労働力の周辺都市への流出が顕著になるとともに、本年度開園した認定こども園では、保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持つ者、併設が義務化されている子育て支援センターでは、母親支援のための経験豊富な

保育士等の資格を持つ者、といった任用に際しての様々な要件が求められることもあり、保育士等有資格者の確保が困難であるため、年度当初の開設準備や妊娠・疾病休暇の代替職員の補充にも支障をきたしている。

こうしたなか、本特例の適用により、臨時的任用職員の任期の延長が可能となることは、臨時的任用職員として勤務する者の雇用の安定など処遇改善になり応募者の増加に寄与する。また、職員の安定雇用によって子どもや保護者との信頼関係が築けるなど、安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実や、若年世代の定住に向けた観点からも大いに期待できるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町では、行政サービスの民営化、P F I や指定管理者制度の導入に加え、類似施設や行政サービス等の均衡化を図ることで行財政改革に向けた取組をさらに推進することとしている。しかし、多様化する子育て支援ニーズに対応するためには、細心の配慮が求められるため、構造改革特別区域計画を活用した臨時的任用職員の安定的な確保による子育て環境の充実と行政のスリム化を目指す。

具体的には、本特例措置の適切な運用により、①保育士をはじめとした有資格者を安定的に確保することで、幼児教育・保育及び子育て支援の充実を図る。②臨時的任用職員の任期の延長のみならず研修内容等の充実により、経験豊かな有資格者の育成を図る。③今後の児童数の推移や認定こども園の民営化等を勘案した正規職員の適正配置により、組織全体のスリム化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用職員の確保が容易になることで、行財政改革の推進、特に組織機構改革による行政のスリム化を図りながら、保育士をはじめとした有資格者の安定的な確保もでき、多様化する子育て支援ニーズに対応することが可能となる。こうした保育サービスの充実は、子どもはもちろん、妊娠、出産、子育てを考える人々の心身にゆとりを提供するとともに、経済的不安の解消による社会進出や復帰、若年世代の定住が促進されるなど、地域の活性化につながる。

また、保育士をはじめとした有資格者の安定的・定期的な雇用創出や就労支援は、経験豊かな保育士等の育成につながり、将来にわたっての本町の子育て環境の充実にもつながる。

8 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本町では、次世代育成支援行動計画において、子どもの育ちに関わる関係機関と連携し、次のような事業を推進することとしている。

<認定こども園事業>

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育園と幼稚園の制度の垣根を取り払った認定こども園を早来地区に続き追分地区にも設置することで、サービスの拡充と均衡化を図る。

- ① 0歳児から就学未満児への一環した保育・教育課程での保育の充実
- ② 給食の導入
- ③ 一時預かり保育の安定的実施
- ④ 休日保育の導入
- ⑤ 子育て支援事業の充実、再就職支援
- ⑥ 体験入園の実施
- ⑦ 食育の推進

<早期療育事業>

精神発達、運動発達に何らかの遅れのある子どもとその家族に対する専門的支援を北海道立子ども総合医療・療育センター等の小児発達専門機関の支援を受け実施する。実施にあたっては、臨床心理士等有資格者を配置するなど、より専門的な早期療育事業の体制整備を図ることとし、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校への派遣、特別支援教育との連携により、子どものライフステージに合せた支援を行う。

- ① 臨床心理士又は臨床発達心理士による発達相談、検査の実施
- ② 言語聴覚士による言語療法、発語に関する相談、ことばの教室
- ③ 療育計画、特別支援計画作成支援
- ④ 家庭での療育指導、家族に対する傾聴
- ⑤ 保育士による社会性等の発達支援
- ⑥ 関係医療機関、各園・校との連携、追跡指導

<児童館事業>

児童館、放課後児童クラブの整備完了を受け、事業内容の充実、利用児童の拡充を図る。

- ① 健全な遊びの提供、体力増進活動の促進
- ② 児童館事業、特に年長児童の活用促進による児童館リーダーの育成
- ③ 異世代交流、高齢者との交流、地域との交流の促進
- ④ 母親クラブの育成
- ⑤ すきやき隊の協力による登下校の見守り、子育てボランティア育成
- ⑥ 子育てサポーターの育成、スキルアップ

<子育て相談・情報提供事業>

子育てに関する総合窓口を設置し、相談員を配置する。

- ① 保育サービス等の情報提供
- ② 相談機関の情報提供
- ③ 医療機関の情報提供
- ④ 教育相談機関の情報提供

別紙 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北海道勇払郡安平町

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

安平町が設置する子育て支援関連施設において任用している臨時的任用職員である保育士、幼稚園教諭その他有資格者について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、現行の最大1年間の雇用期間に特例を設け、採用の日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に掲げる要件に該当すると判断した根拠（1号要件）

本町では、平成22年4月に幼保連携型認定こども園と児童センターを併設した複合施設を早来地区に開設し、新たな保育サービスを実施するなど、多様化する子育て支援ニーズに対応するための職員の需要が増加している。一方で、行財政改革に資するよう、既存民間保育所における認定こども園の開設に向けた検討とあわせ、公立のへき地保育所や幼稚園の統廃合等を推進することや既存の認定こども園への指定管理者制度の導入等に係る方針が示されるなど、子育て支援事業に携わる施設の保育士、幼稚園教諭等有資格者については、多くの臨時的任用職員を活用しなければならない状況にある。

しかし、若年層や若年労働力の周辺都市への流出が顕著になるなか、本年度開園した認定こども園では、保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持つ者、併設が義務化されている子育て支援センターでは、母親支援のための経験豊富な保育士等の資格を持つ者、といった任用に際しての様々な要件が求められることに加え、任用期間が最長で1年間しかないことから、任用した臨時的任用職員の後任となる人材を確保することが極めて困難であるため。

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

ア) 本特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員は、職員定数の規定が適用除外されていることから、特定事業の実施に当たっては、適正な運用の確保を図るとともに、臨時的任用の期間を延長して任用する職員の状況について、職員に係る人事行政の運営等の状況の公表に併せて、広報紙（広報あびら）及びインターネット（安平町ホームページ）に掲載して公表する。

イ) 資格要件の制定

臨時的任用職員の延長に伴う臨時職員の任用を行おうとする任命権者は、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を定めることとする。

ウ) 特例により臨時的任用された職員の分限に関する規定の制定

特定事業の実施に当たっては、任用期間が延長されることに伴い、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、分限に関する規定を本特例により臨時的任用された職員について通常臨時的任用の期間を超えたときから適用可能なものとする規定を定めることとする。